

決議案第 2 号

東久留米市副市長西川章徳君に対する辞職通告決議

会議規則第13条の規定により、別紙のとおり決議案を提出する。

平成20年 2月20日

(提出者) 東久留米市議会議員

馬場一彦



(賛成者)

條原重信



白石玲子



富田竜馬



東久留米市議会
議長 小山慎一殿

東久留米市副市長西川彰夫君に対する辞職勧告決議

イオンショッピングセンター誘導のために民間コンサルティング会社に業務委託した南沢地区地区計画（案）に関する公文書の偽装・隠ぺいおよび公金の不正支出問題については平成19年10月31日以降の新聞報道で明らかになり、11月16日の臨時議会以来その事実解明を求めてきたところである。

平成19年12月に行われた監査委員による随時監査報告書にはその一連の行為が違法であると指摘されている。

そもそもこの事件は、平成18年2月に担当部によって不適切な事務処理と予算執行が行われ、平成18年3月以降その事実解明が議会で求められてきたにもかかわらず隠ぺいし続け、最終的には副市長が平成18年11月に「議会が混乱すると考え報告書の一部省略を指示した」として事件の隠ぺい化を図ったことに端を発している。

この一連の経過をみても明らかなように、市民および議会に対しての信頼関係を根底から覆し、自らの処遇を他に委ねるなどは倫理観の欠如した行為である。

特に、法を遵守しなければならない立場の副市長としてのあるまじき行為であり、東久留米市行政の権威を著しく失墜させたことは重大である。

昨年来、偽装問題に関しては官民を問わず繰り広げられ、国民の不信感は著しいものになっている今日、違法で反社会的行為を指示した東久留米市副市長西川彰夫君の責任は極めて重大である。

よって、ここに道義的責任を自ら明らかにすることを求め、副市長の職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

平成20年2月20日

東久留米市議会